

別紙

福祉サービス第三者評価の結果

1 評価機関

名称： 一般社団法人 しなの福祉教育総研	所在地： 長野県上田市上田 180-6
評価実施期間： 令和5年6月1日から 令和6年1月31日 *契約日から評価結果の確定日 (通常、評価結果報告会日) まで	
評価調査者 (評価調査者養成研修修了者番号を記載) 050431 B2020064	

2 福祉サービス事業者情報 (令和5年10月末現在)

事業所名：ちとせみどり AW (施設名)	種別：訪問介護
代表者氏名：北澤 知美 (管理者氏名)	定員 (利用人数)： 24 名
設置主体： 経営主体：社会福祉法人 梓の郷	開設 (指定) 年月日： 平成 29 年 4 月 1 日
所在地：〒390-0828 長野県松本市庄内 3-4-41 生活アシストセンター松本 2 階	
電話番号： 0263-31-5516	FAX 番号： 0263-31-5735
電子メールアドレス：chitosemidori-aw@salvia.nagano.jp	
ホームページアドレス：http://azusanosto-salvia.jp	
職員数	常勤職員： 1 名 非常勤職員 8 名
専門職員	(専門職の名称) 名
施設・設備 の概要	(居室数) 20 室 (設備等)

3 理念・基本方針

1. 介護とは、生きがいへの支援である
2. 介護とは、ヒューマンサイエンスの実践である
3. 介護とは、地域ネットワークである
4. そして、支えあうこと

4 福祉サービス事業者の特徴的な取り組み

・サービス付き高齢者向け住宅と併設しているため、居室の IH キッチンを活用し自立支援に向けた対応ができます。
・地域住民との関わりを大切にするため、施設外の訪問を行っています。

5 第三者評価の受審状況

受審回数（前回の受審時期）	回（ 年度）
---------------	--------

6 評価結果総評（利用者調査結果を含む。）

◇特に良いと思う点

○利用者の方に寄り添い、その人らしさ(生きがい)を感じられる支援が行われていました。

- ・訪問介護事業所を含め比較的小規模の生活形態であり、職員の支援が一人ひとりに対応しやすい形態となっていました。そのため、利用者の方が自分の思い通りに行動し、「自分らしさ」を発揮できる生活となっていました。
- ・法人のパンフレットに「人はだれでもが生きがいを求めて生き、生きがいを糧に人生を過ごしています。よりよく生きたいという願いは、すべての人に共通する人生の目標であり、個性や誇りの源といえるでしょう。介護とはこの『生きがい』へのサポートに他なりません。」と生きがい支援への基本姿勢を明示していました。

○利用者の方が地域の中で、主体的かつ当たり前に生活できるための支援の取り組みが行われていました。

- ・法人の「介護は地域とのネットワークである」という理念のもとに、生活アシストセンターを設け、訪問介護事業所の他にも介護事業所地域ニーズを取り入れた事の展開が行われていました。
- ・「誰でもが住み慣れた地域の中で暮らすことができ、家族がいつでも行ける場所に身をゆだねたい」という思いに応える支援を目指していました。
- ・小規模多機能型居宅介護さんぽみちに併設されている、「よりみち」は地域の方々の交流や連携を図るコミュニティスペースとして開設されていました。地域の方々が、いつでも自由に立ち寄ることができる居場所を目指した運営がされていました。

○事業所職員の連携が取れ、迅速で一体的なケアが行われていました。

- ・ちとせみどりAW訪問介護事業所は、管理者を中心に職員間のコミュニケーション、連携が良く取れていました。そのため、組織としてまとまりがあり、利用者への迅速かつ統一した支援が行われていました。

○一体的サービスが効率よく提供できる事業形態となっていました。

- ・生活アシストセンター松本の建物内に、サービス付き高齢者住宅、デイサービスセンター、訪問介護事業所等が一体的に整備されており、地域福祉ニーズに対して、総合的に対応できる体制が整っていました。
- ・訪問介護事業所が、サービス付き高齢者住宅の中にあるため、利用者の状況や要望が分かりやすく、職員の迅速な対応とサービス提供ができる仕組みとなっていました。

○口腔ケアマイスターの資格取得に力を入れて、利用者のケアに生かしていました。

- ・法人として、口腔ケアマイスター(口腔機能療法士)の資格取得に力を入れ、法人職員の四人に一人が資格取得をしていました。
- ・口腔マイスターの専門知識を持ち、法人職員全体が、口腔ケアに対する共通理解

を持ち、統一した姿勢でのケア実践を目指していく方向が示されていました。訪問介護事業所職員の多くも、この資格の取得をしていました。

◇特に改善する必要があると思う点

○身体拘束・虐待防止等のマニュアルや指針の周知をお願い致します。

- ・身体拘束・虐待防止委員会の設置や各種マニュアルの整備はされていましたが、職員アンケートからは、十分に周知と理解がされていない状況があると思われます。利用者の権利擁護(身体拘束・虐待防止)においては、高齢者の尊厳保持、自立や社会参加を実現する支援・取り組みとともに、虐待等の権利侵害の防止や権利侵害が発生した場合の迅速かつ適切な対応が重要であり、これらの取り組みを職員全員に徹底した周知をお願い致します。

○食事のメニューについて定期的な意向調査の実施をお願いします。

- ・当訪問事業所での「食事提供」は評価項目としては非該当となっておりますが、利用者調査(聞き取り)実施の中で、食事内容(おいしさ・食べやすさ)の項目において、改善してほしいという回答が何人かの利用者からありました。
- ・食事のメニューや食べやすさについて、利用者の意向調査(確認)を定期的に行い、利用者の希望に即した食事提供ができるよう検討をお願い致します。

7 事業評価の結果(詳細)と講評

- ・ 共通評価項目(添付資料1)
- ・ 内容評価項目(添付資料2)

8 利用者調査の結果

聞き取り方式の場合(別添3-2)

長野県福祉サービス第三者評価事業評価結果取扱要領第2条第1項の規定により、有効回答者数が10人未満のため(有効回答者数が利用者総数の半数未満のため)、非公開とします。

9 第三者評価結果に対する福祉サービス事業者のコメント(別添4)